

防府市議会広報紙発行に関する要綱

平成25年1月21日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号）第7条第1項の規定に基づく議会広報紙の編集及び発行に関して必要な事項を定めるものとします。

(名称)

第2条 議会広報紙の名称は、ほうふ市議会だより（以下「議会だより」といいます。）とします。

(発行)

第3条 議会だよりの発行は、年4回とし、発行日は2月、5月、9月及び11月の各月1日とします。ただし、議長が特に必要と認めるときは、発行日を変更し、又は臨時に発行することができるものとします。

(配布)

第4条 議会だよりは、市内の各世帯その他必要と認めるものに適切な方法により無料で配布します。

(編集委員会)

第5条 議会だよりの編集及び発行は、防府市議会会議規則（昭和55年議会規則第1号）第163条第1項の規定に基づく議会広報編集委員会（以下「編集委員会」といいます。）において処理します。

- 2 編集委員会は、原則として各党派から選出した委員若干名をもって構成します。
- 3 委員の任期は、1年とします。ただし、任期途中の交代を認めます。
- 4 編集委員会に委員長及び副委員長を置きます。
- 5 委員長及び副委員長は、委員において互選します。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理します。
- 8 編集委員会は、必要に応じ、委員長が招集します。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行します。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行します。